上欄	下欄
文化財の保存技術	保存団体

無形文化財等関係

名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
能扇製作	能扇製作技術保存会	会長 福井　芳宏	京都府京都市中京区両替町通二条上る北小路町一一〇

○農林水産省告示第千五百八十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16720	フルパリネートくん煙剤	日曹マブリックジェット	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字押出川原一五三四の二・一五三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字押出川原一五三四の二・一五三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県大月市大月町真木字梅久保二八二二の二、二八二二の五、字一ノ沢四四三二の一、四四三二の二、四四三二の四、四四三二の五、四四三四の一、四四三四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅久保二八二二の五・字一ノ沢四四三二の一・四四三二の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字宮川六二五三、六二五四、六二五六、六二五八、六二五九の一、字今川六二六〇、六二六〇の乙、六二六四、六二六五、字日向今川六三五九から六三六三まで、六三七〇、六三七二の一、六三七二の二、六三七四から六三七六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮川六二五六・六二五九の一・字日向今川六三七二の一・六三七四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市中畑町字滝戸山一二八四の一九〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝戸山一二八四の一九〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字奈良山一二七八〇、一二七八〇の内一、一二七八〇の内三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良山一二七八〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）